

国立研究開発法人科学技術振興機構法施行令の一部を改正する政令案

令和5年8月 研究振興局 大学研究基盤整備課

趣旨

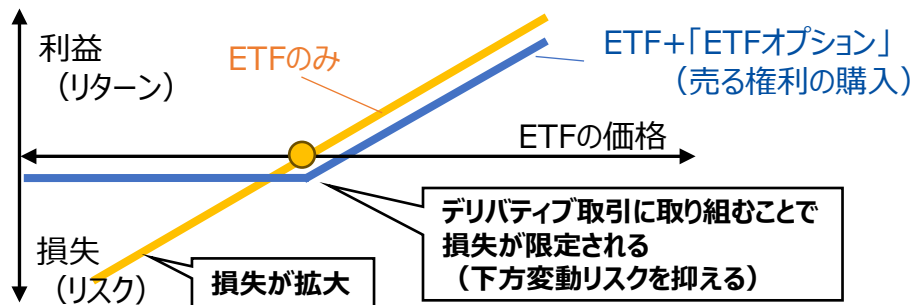
- 世界最高水準の研究大学を形成するため、国立研究開発法人科学技術振興機構（JST）に10兆円規模の大学ファンドを設置し、その運用益による支援を通じ、我が国の研究大学における研究力を抜本的に強化することとしている。
- 昨今グローバルに金融市場が大きく変動している中で、大学ファンドは元本の約9割が負債である長期借入金（財政融資資金）であり、さらに、毎年度の損益を確定させていかなければならないという性格があることから、**よりきめ細かに損失の危険（リスク）を低減した資金運用を行うことを可能とするため、運用におけるリスクの管理の観点から扱うことを認める必要性の高いデリバティブ取引（※）**であって、市場流動性が高く一般的に活用されているもの等について、**JSTが取り扱うことのできる取引として追加する。**

※株式や債券等の相場変動によるリスクを管理するために開発された取引。金融派生商品ともいう。
※大学ファンドの資金運用の方法については、国立研究開発法人科学技術振興機構法（平成14年法律第158号。以下「法」）第26条及び同法施行令において、限定列举されている。

概要

- 法第26条第1項第5号に基づき運用で取り扱うことのできる「債券オプション」について、現行規定において一部の国内取引とされていることを改め、**外国取引を含む全ての「債券オプション」とする。**（第10条関係）
- 法第26条第1項第8号に基づき運用で取り扱うことのできるデリバティブ取引として、現行規定で定められている「株価指数先物」に加え、**新たに「金利先物」「上場投資信託オプション」「株価指数先物オプション」「金利先物オプション」「スワップション」「株価指数オプション」「金利オプション」「金利スワップ」「通貨スワップ」「クレジット・デフォルト・スワップ」を定める。**（第12条関係）

<デリバティブ取引によるリスク低減効果のイメージ> 例：オプション取引



（参考）リスク管理目的でのデリバティブ取引の活用方法

例：「上場投資信託（ETF）オプション」

TOPIXのような株価指数に連動するETFを1億円購入する際に、あわせて、「ETFオプション」（デリバティブ取引）として、当該ETFを1億円の価格で売ることのできる権利を購入することで、TOPIXが値下がった際には、売る権利を行使することで大幅な損失を回避することができ、上昇した際には、その分の利益を確保することが可能となる。

このように、想定外の価格下落時への保険を持ちながら、きめ細かにリスクを管理しつつ、資産を運用することができる。

閣議及び 施行期日

○閣議： 令和5年9月1日

○施行期日： 公布の日から起算して二十日を経過した日（令和5年9月26日）